

復興整備計画

（第2回変更）

久慈市・岩手県

平成25年2月26日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

久慈市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 震災前と同じ場所でのまちづくりを基本とし、概ね数十年から数百年程度で発生すると想定される津波に対しては、湾口防波堤、防潮堤等の海岸保全施設、浸水区域外への住宅団地の整備等を始めとするハード対策と、防災教育、津波避難訓練などを始めとするソフト対策を組み合わせ、「多重防災型のまちづくり」を進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心なまちづくりを目指す。
- ② 災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の強化と防災施設の整備を図り、防災拠点都市として機能を備えることによって、本市が他地域のモデル地区としての役割を担えるまちを目指す。
- ③ 甚大な被害を受けた水産業を立て直し、併せて農林業への更なる取組を進めることにより、他地域にも貢献し得る食糧供給基地としての役割を担えるまちを目指す。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ・ 防潮堤等の海岸保全施設、浸水区域外への住宅団地の整備等、ハード面の整備を実施するとともに、防災教育、津波避難訓練などのソフト事業により「多重防災型のまちづくり」を進める。
- ・ 震災前と同じ場所でのまちづくりを基本としつつ、浸水区域内の住居については、浸水域外に住宅団地及び災害公営住宅を整備し、その移転を図る。
- ・ 移転跡地の利用については、防災空地、防火水槽、避難タワー等の整備等、災害時に公益的な役割を果たす場所として整備する。
- ・ 避難路の整備、津波避難施設等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。
- ・ 市民生活の基盤である市道の整備を推進するとともに、今回の震災を踏まえ必要な避難道路の整備を図り、災害時の避難体制の充実を図る。また、津波襲来時に高台等への避難が難しい場所に、避難施設等の整備を行う。
- ・ 田園を保全するエリアについては、優良な農地を保全し、それと共生する空間の形成に努める。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

① 久慈湊・大崎地区（A地区）

木材・木製品製造業、繊維工業が位置する工業地エリア及び住宅地エリアにおいて、避難道路（A-1道路）、避難路（A-4施設）を整備し、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（A-2地区）及び災害公営住宅（A-3地区）への移転を図り、併せて、津波避難施設（A-5施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図るほか、田園保全エリアにおいて、農用地区域内にある農地は、これからも優良農地として確保する。

② 長内町元木沢地区（B地区）

水産加工施設、漁業関連施設等が位置する工業地エリアにおいて、避難道路（B-1道路）を整備し、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（B-2地区）及び災害公営住宅（B-3地区）への移転を図り、併せて、津波避難施設（B-4施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

③ 長内町玉の脇地区（C地区）

住宅地エリアにおいて、避難道路（C-1道路）を整備し、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水

区域外に整備した住宅団地（C-2地区）及び災害公営住宅（C-3地区）への移転を図り、安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

④ 宇部町久喜地区（D地区）

住宅地において、避難道路（D-1道路）、漁業集落防災機能強化事業により地盤の嵩上げ等を行うとともに、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（D-2地区）及び災害公営住宅（D-3地区）への移転を図り、併せて、津波避難施設（D-4施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	A-1 道路	事業名称：道路整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 種類：道路
	B-1 道路	事業名称：道路整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 種類：道路
	C-1 道路	事業名称：道路整備事業（長内町玉の脇地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 種類：道路
	D-1	事業名称：道路整備事業（宇部町久喜地区）

	道路	実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 種類：道路
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	A-2 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	A-3 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	A-4 施設	事業名称：避難路整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	A-5 施設	事業名称：津波避難施設整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	B-2 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成24年度～25年度
B-3 地区		事業名称：災害公営住宅整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
B-4 施設		事業名称：津波避難施設整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
C-2 地区		事業名称：漁業集落防災機能強化事業（長内町玉の脇地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
C-3 地区		事業名称：災害公営住宅整備事業（長内町玉の脇地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
D-2 地区		事業名称：漁業集落防災機能強化事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
D-3 地区		事業名称：災害公営住宅整備事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
D-4 施設		事業名称：津波避難施設整備事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度から平成25年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）								
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考	
					拡大	縮小		
		該当なし						

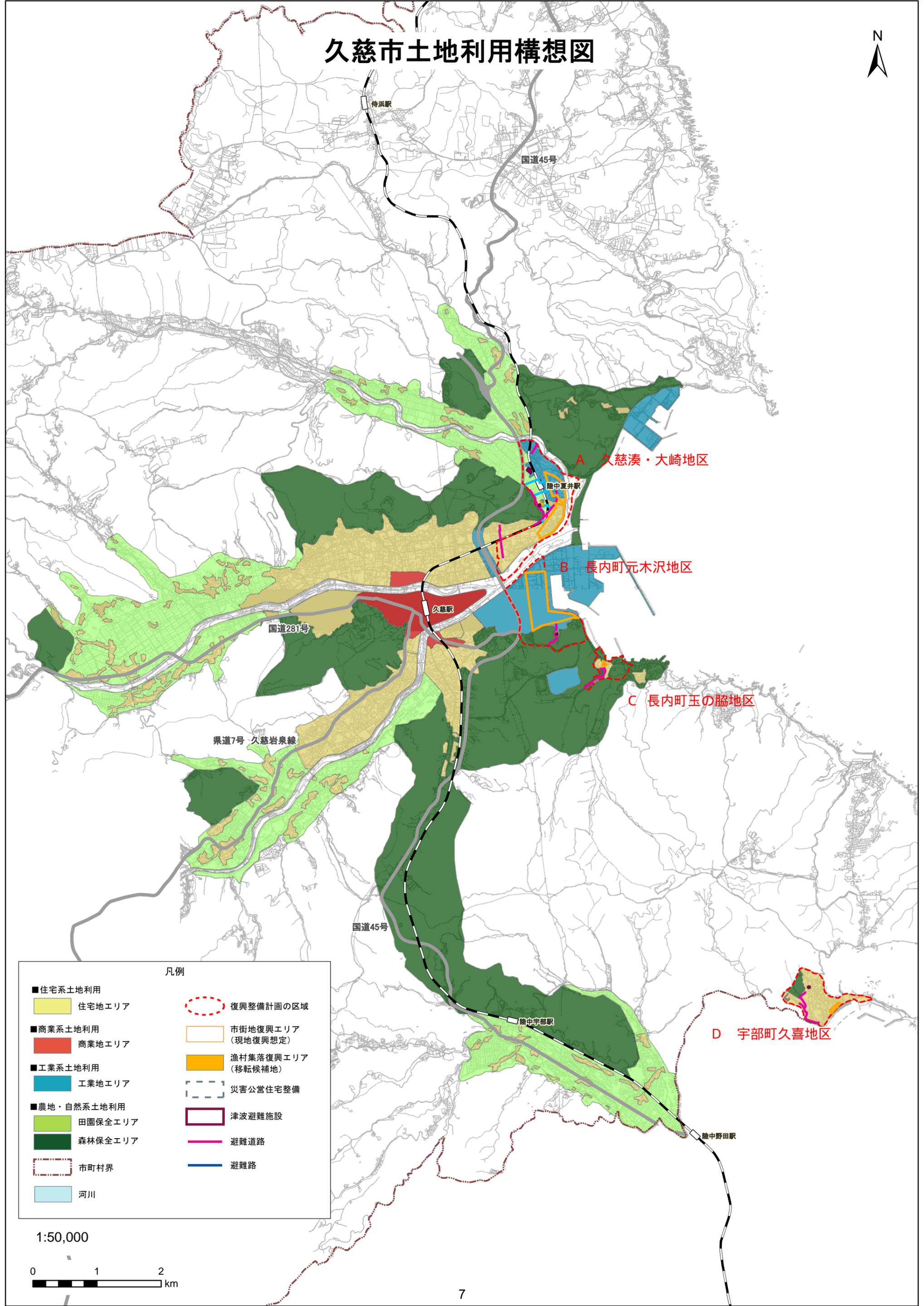
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然 公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	A-2地区 A-3地区 A-5地区					○						
2	その他施設の整備に関する事業	B-2地区 B-3地区 B-4地区					○						
3	その他施設の整備に関する事業	D-2地区 D-3地区					○						

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

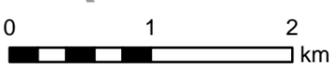
久慈市土地利用構想図

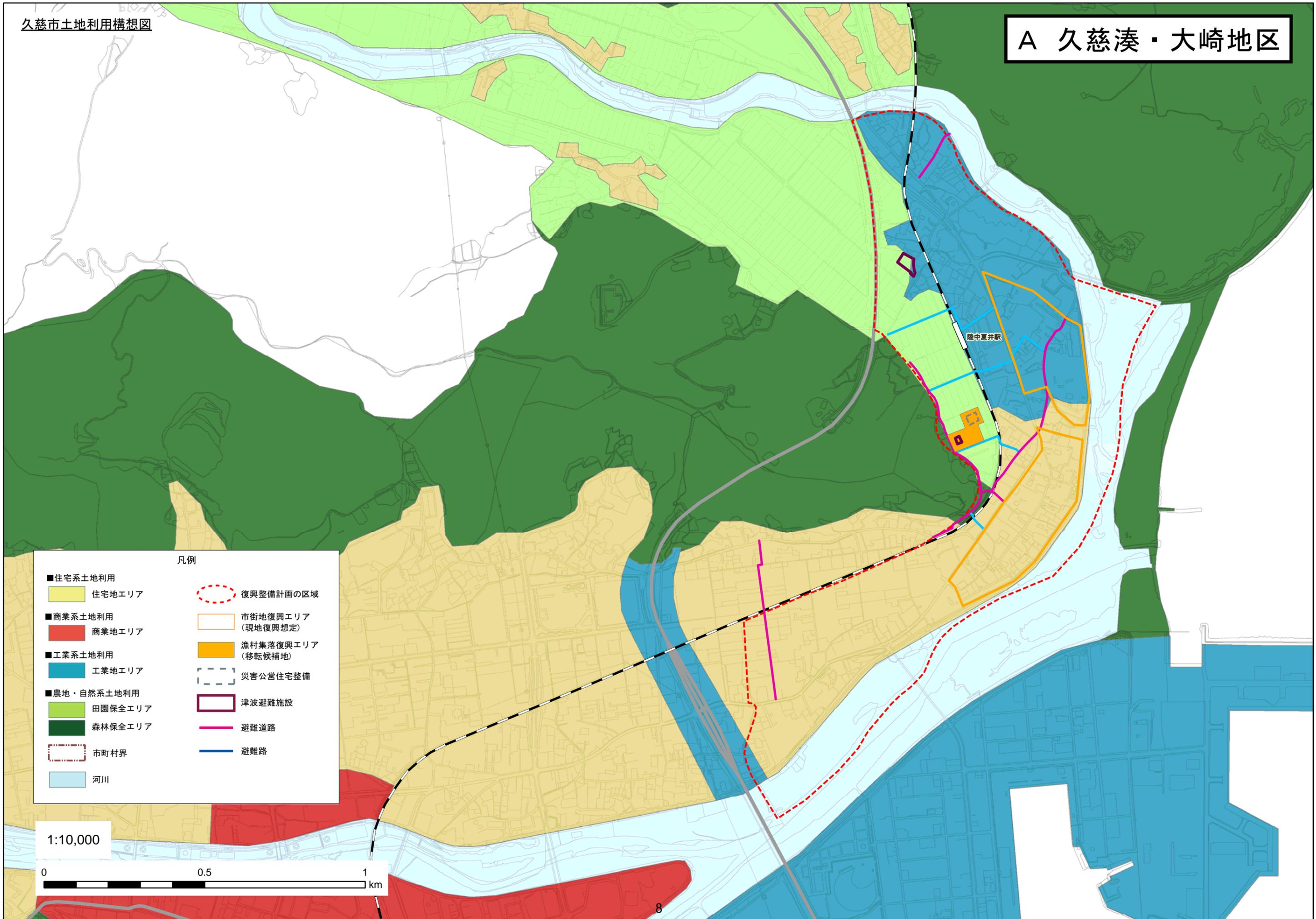


凡例

- | | |
|-------------|--------------------|
| ■住宅系土地利用 | ●復興整備計画の区域 |
| ■商業系土地利用 | ■市街地復興エリア (現地復興想定) |
| ■工業系土地利用 | ■漁村集落復興エリア (移転候補地) |
| ■農地・自然系土地利用 | ■災害公営住宅整備 |
| ■田園保全エリア | ■津波避難施設 |
| ■森林保全エリア | ■避難道路 |
| ■市町村界 | ■避難路 |
| ■河川 | |

1:50,000

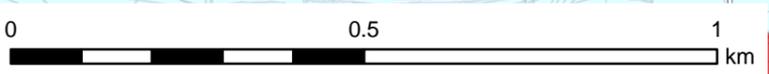


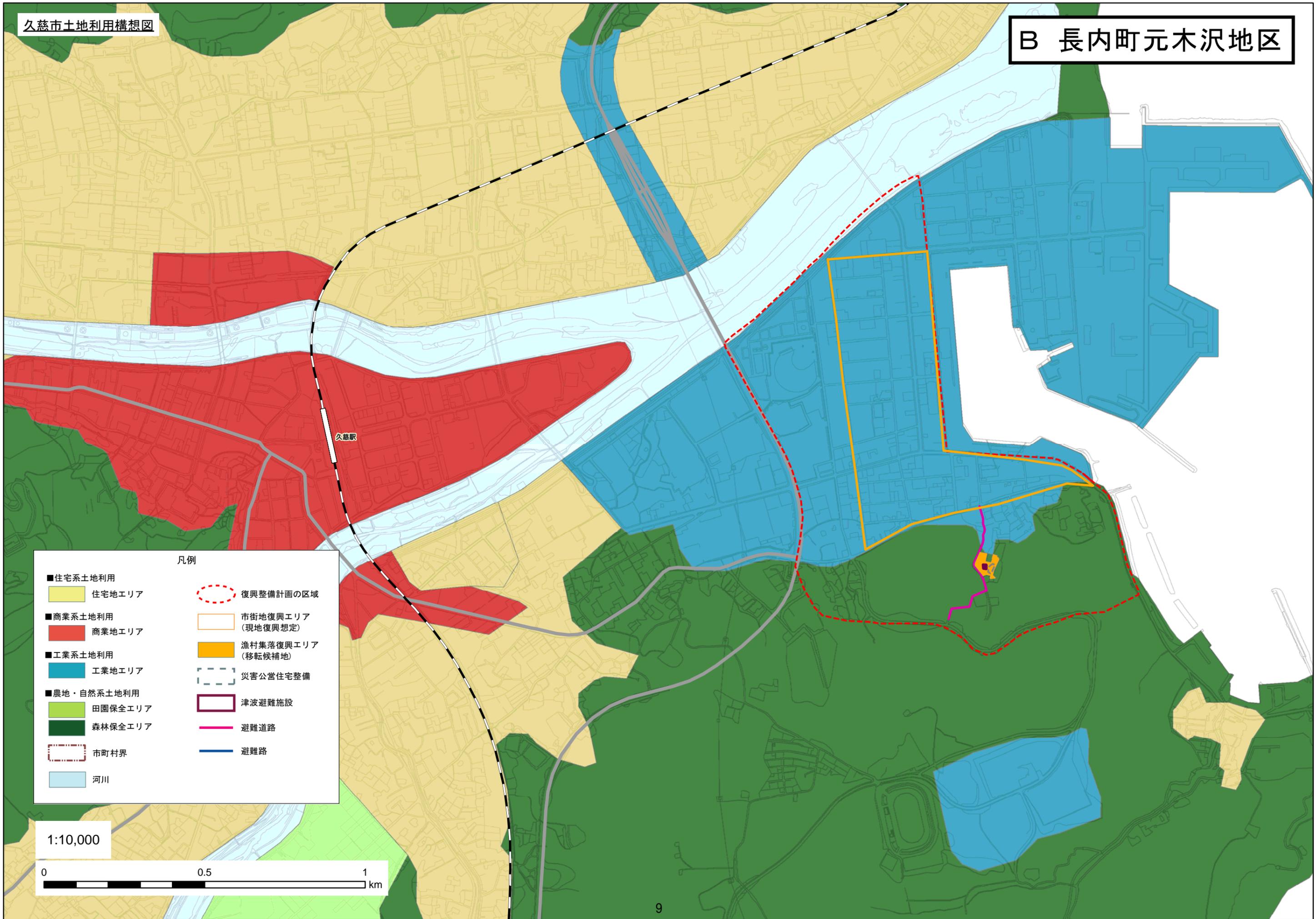


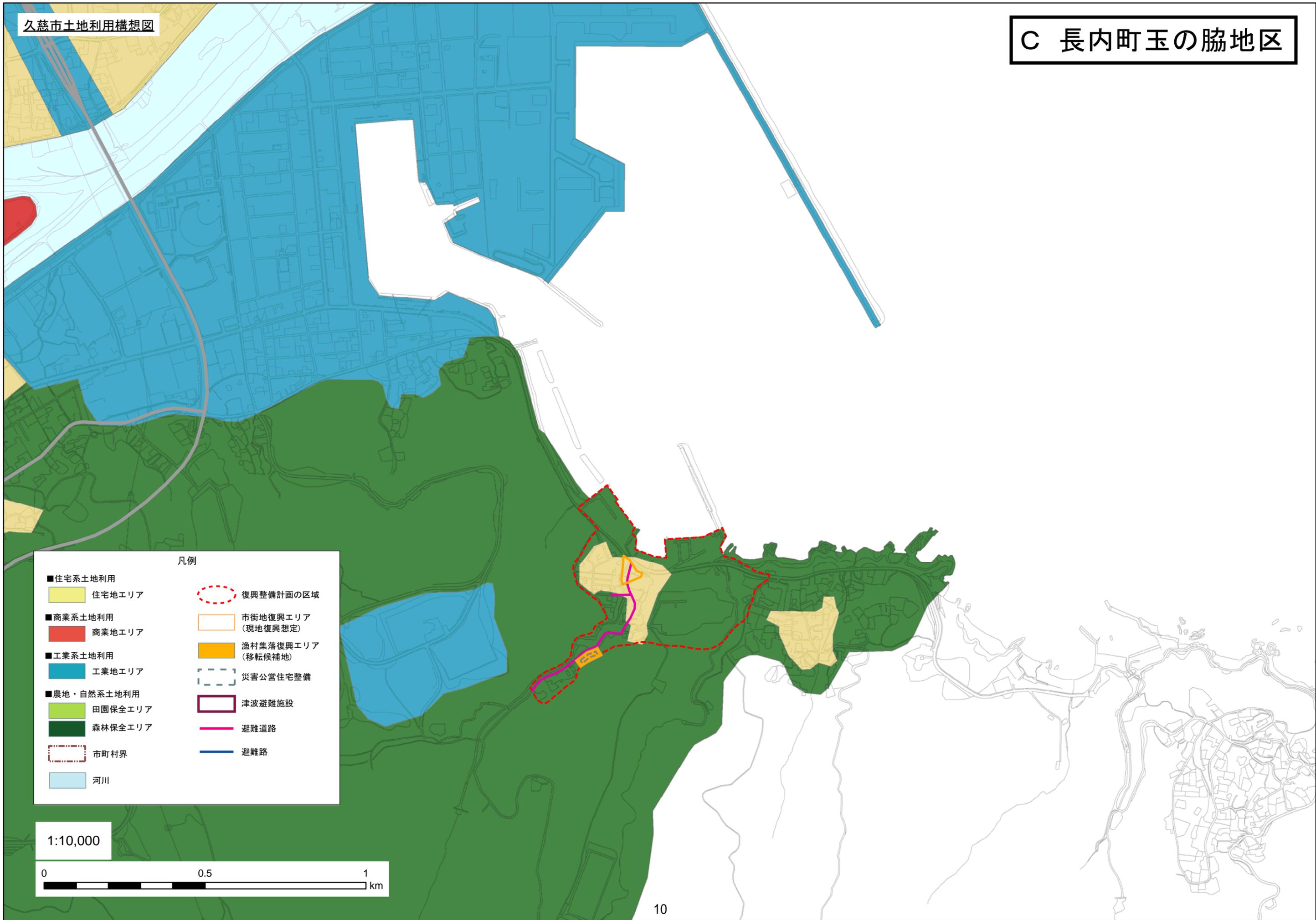
凡例

- 住宅系土地利用
 - 住宅地エリア
- 商業系土地利用
 - 商業地エリア
- 工業系土地利用
 - 工業地エリア
- 農地・自然系土地利用
 - 田園保全エリア
 - 森林保全エリア
- 市町村界
- 河川
- 復興整備計画の区域
- 市街地復興エリア (現地復興想定)
- 漁村集落復興エリア (移転候補地)
- 災害公営住宅整備
- 津波避難施設
- 避難道路
- 避難路

1:10,000







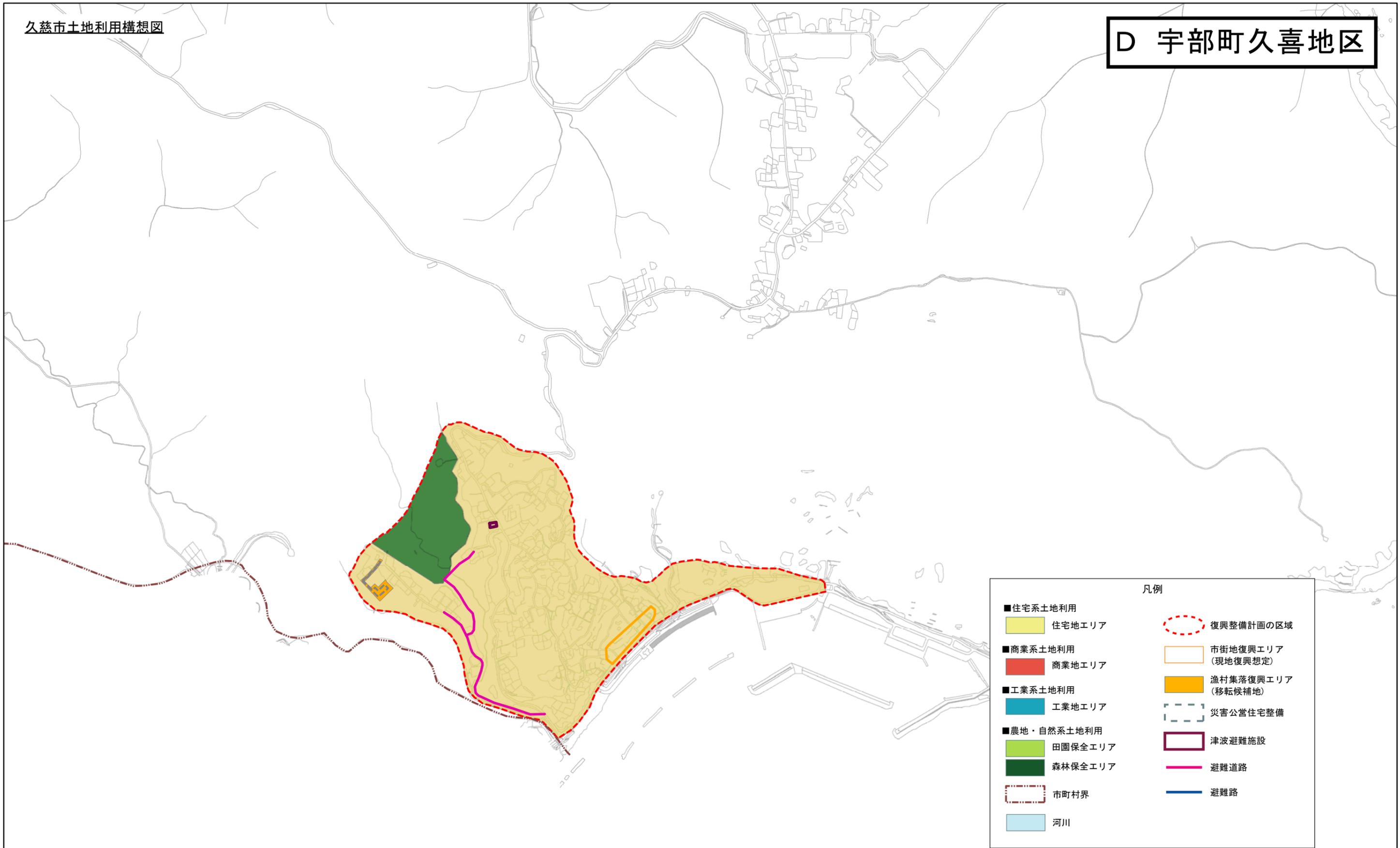
凡例

■住宅系土地利用	住宅地エリア	○復興整備計画の区域
■商業系土地利用	商業地エリア	□市街地復興エリア(現地復興想定)
■工業系土地利用	工業地エリア	■漁村集落復興エリア(移転候補地)
■農地・自然系土地利用	田園保全エリア	□災害公営住宅整備
	森林保全エリア	■津波避難施設
	市町村界	— 避難道路
	河川	— 避難路

1:10,000



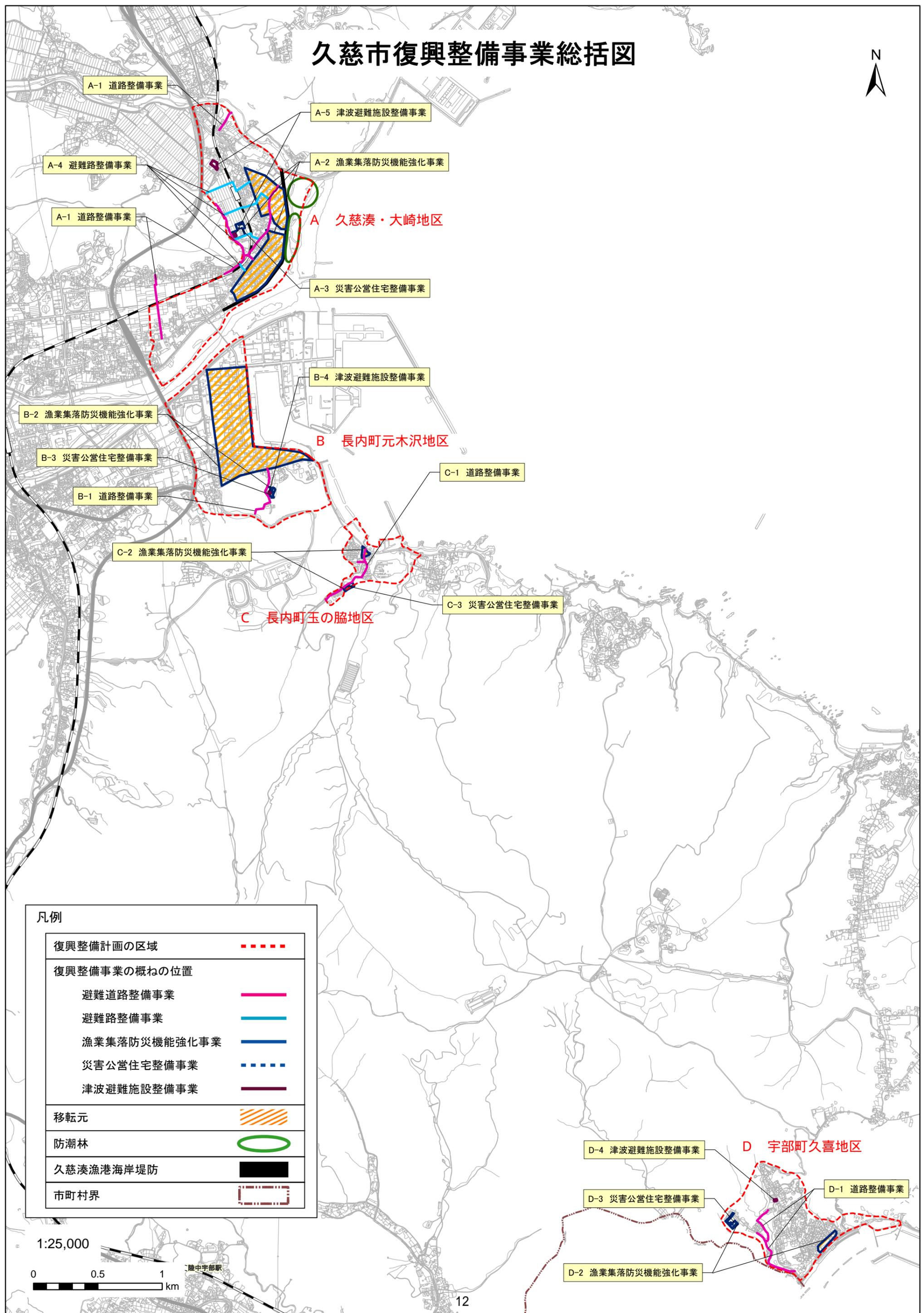
D 宇部町久喜地区



凡例

■住宅系土地利用	復興整備計画の区域
■商業系土地利用	市街地復興エリア (現地復興想定)
■工業系土地利用	漁村集落復興エリア (移転候補地)
■農地・自然系土地利用	災害公営住宅整備
■田園保全エリア	津波避難施設
■森林保全エリア	避難道路
市町村界	避難路
河川	

久慈市復興整備事業総括図



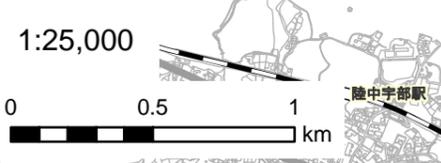
A 久慈湊・大崎地区

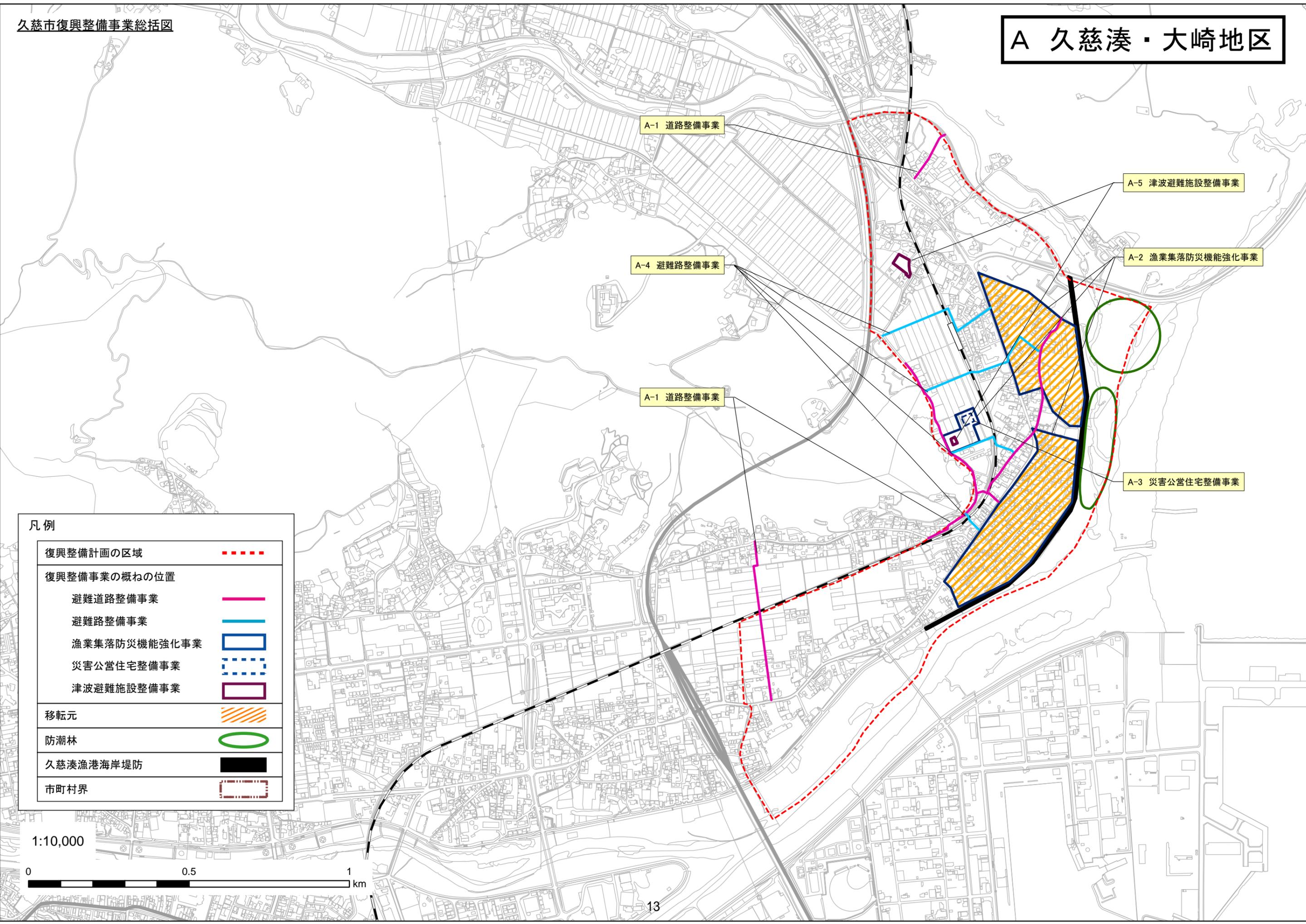
B 長内町元木沢地区

C 長内町玉の脇地区

D 宇部町久喜地区

凡例	
復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	———
避難路整備事業	———
漁業集落防災機能強化事業	———
災害公営住宅整備事業
津波避難施設整備事業	———
移転元	//////
防潮林	○
久慈湊漁港海岸堤防	■
市町村界	-----

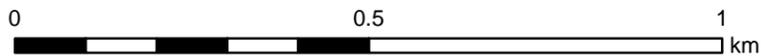


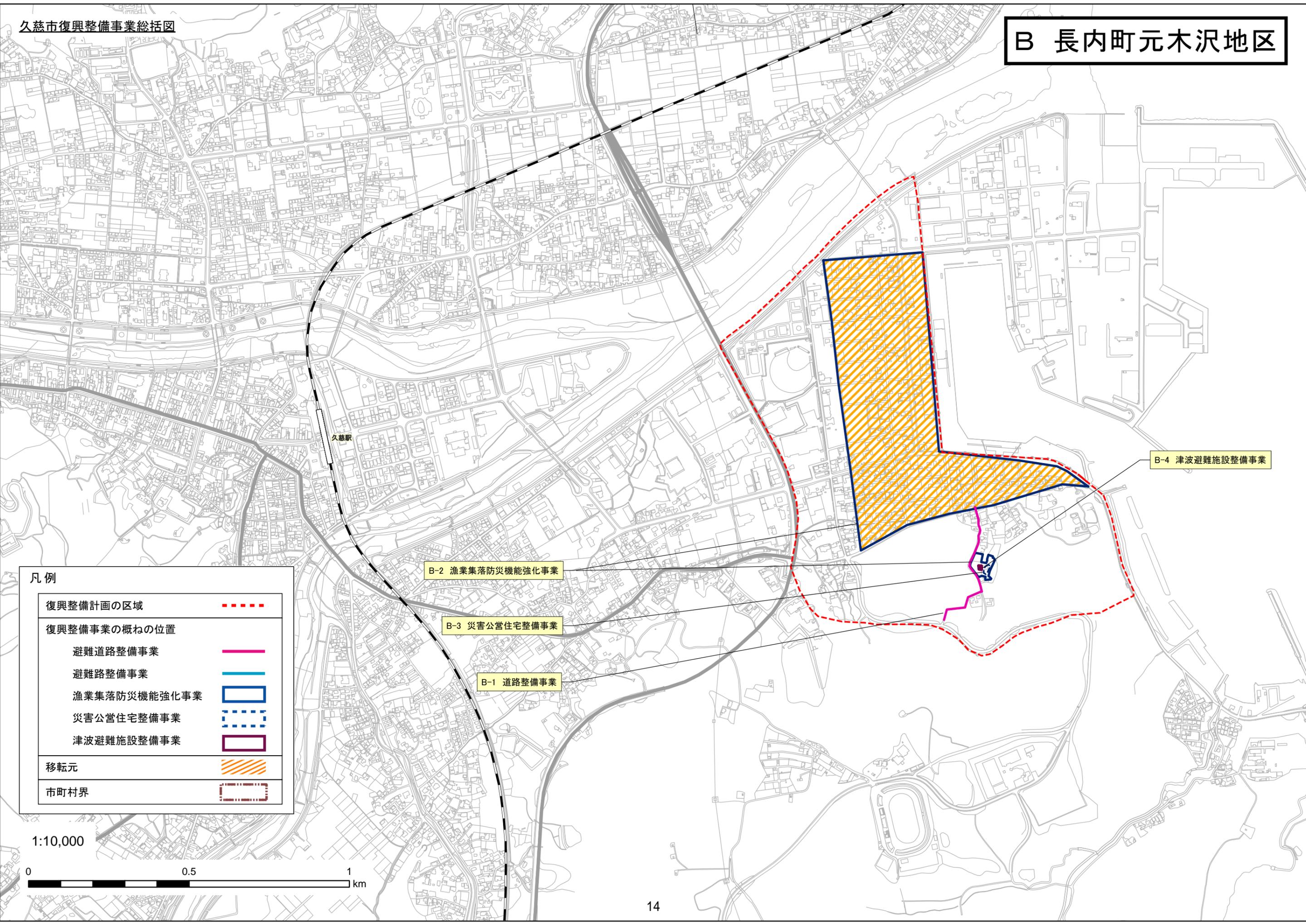


凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	———
避難路整備事業	———
漁業集落防災機能強化事業	▭
災害公営住宅整備事業	▭
津波避難施設整備事業	▭
移転元	////
防潮林	○
久慈湊漁港海岸堤防	■
市町村界	-----

1:10,000

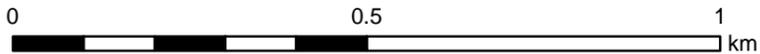




凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	———
避難路整備事業	———
漁業集落防災機能強化事業	□
災害公営住宅整備事業	□
津波避難施設整備事業	□
移転元	////
市町村界	□

1:10,000



C-2 漁業集落防災機能強化事業

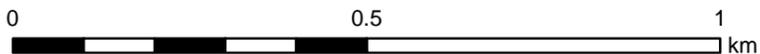
C-1 道路整備事業

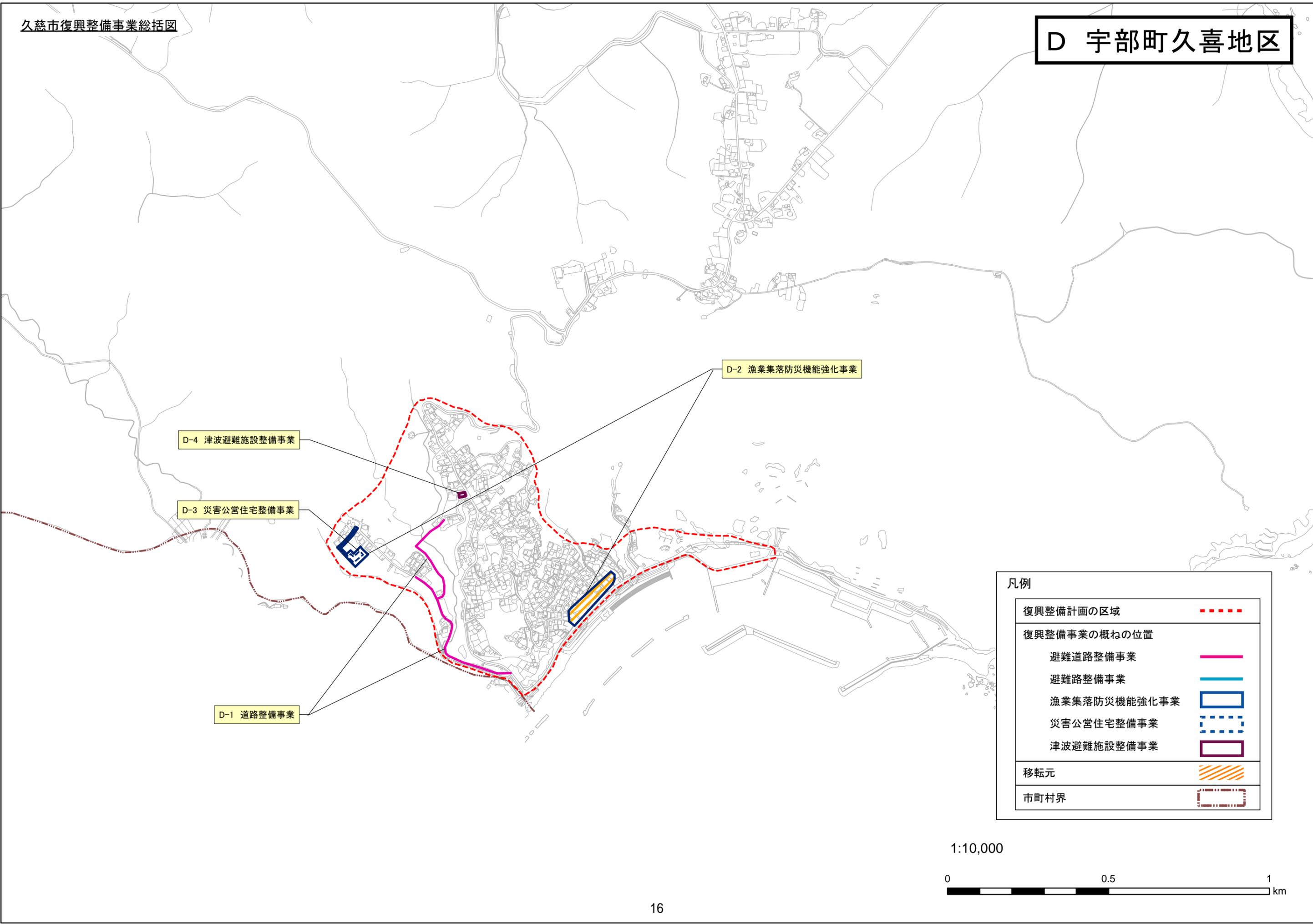
C-3 災害公営住宅整備事業

凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	—————
避難路整備事業	—————
漁業集落防災機能強化事業	□
災害公営住宅整備事業	□
津波避難施設整備事業	□
移転元	////
市町村界	□

1:10,000





D-4 津波避難施設整備事業

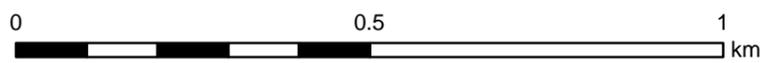
D-3 災害公営住宅整備事業

D-1 道路整備事業

D-2 漁業集落防災機能強化事業

凡例	
復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	————
避難路整備事業	————
漁業集落防災機能強化事業	□□□□
災害公営住宅整備事業	□□□□
津波避難施設整備事業	□□□□
移転元	//////
市町村界	□□□□

1:10,000



様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

<p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p>
<p>本市の農用地は、久慈川、長内川、夏井川、遠別川、川又川等の流域の平坦地に水田が拓け、山間・丘陵地帯は畑や草地として利用され、米、野菜、畜産の複合経営が営まれており、農地の集約的利用と拡大によって農業所得の向上を促進する。</p> <p>平坦地の水田は将来とも可能な限り優良農地として保全することとし、機械化に対応する適切な規模のほ場、農道、かんがい施設等の生産基盤の整備を図り、転作田は、収益性の高い作物や土地利用型作物の団地化を誘導するほか、飼料用稲等耕畜連携の取り組みを促進し、新たな水田営農システムを確立する。</p> <p>畑については、夏季の冷涼な気候を活かした野菜や花き、雑穀類の振興を図り、特に本市の奨励作物である雨よけほうれんそうや菌床しいたけ等の生産拡大を図るとともに、補完品目としての新作目の導入により規模拡大と出荷期間の拡大を図る。</p> <p>畜産は輸入の規制緩和や低価格等により厳しい状況にあるが、飼料基盤の確保とコストの低減に努めるとともに、堆肥センターの活用、稲わらと堆肥の交換、飼料用稲の利用等耕種農家との連携強化による地域内循環を目指す。</p> <p>これら農用地の効率的な利用を図るため、認定農業者等への農地の集積を進めるとともに産地形成を図る。</p>
<p>② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）</p>
<p>本市の農用地は、平地の少ない地形のため生産性、効率性において課題が多く、耕作放棄地の発生が問題となっているが、産地化を目指した基幹作物の推進や生産効率の向上を図るため、ほ場整備、基幹農道と連結した農道網の整備及び農業用水の安定的確保のための用排水路整備を計画的に進めるとともに、認定農業者等担い手への農地の利用集積を促進する。</p> <p>なお、経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努める。</p> <p>また、畜産物の価格低迷等に対応するため粗飼料自給率の向上を図るとともに、堆肥センターの活用や、耕種農家とのマッチングによる耕畜連携の取組によって地域資源を活用した農業の確立を目指す。</p>

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

<p>① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)</p>
<p>○宇部地区については、隣接する野田村の被災農地と一体的にほ場整備を実施することで、耕作放棄地を解消し、優良農地の拡大及び確保を図る。</p> <p>○住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて最小限とするとともに農用地利用計画と整合性を図り、できる限り多くの農地を確保する。</p> <p>○農用地区域内にある久慈湊・大崎地区の農地は、これからも優良農地として確保する。さらに、耕作放棄地の発生を防ぐため団地化の形成や担い手の集積を促進する。</p>

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 久慈湊・大崎地区の農地（計0.9ha）については、被災住宅地等の集団移転先及び津波避難施設に係る用地として整備するとともに、周辺農地（津波避難施設整備事業の計画変更により津波避難施設を整備しないこととした農地0.16haを含む。）は、引き続き優良農地として利用する。
- 長内町元木沢地区の農地（計0.4ha）については、被災住宅地等の集団移転先及び津波避難施設に係る用地として整備するとともに、周辺農地は、引き続き農地として利用する。
- 宇部町久喜地区の農地（計0.1ha）については、被災住宅地等の集団移転先に係る用地として整備するとともに、周辺農地は、引き続き農地として利用する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり。

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし。

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A-2 地区 A-3 地区 A-5 地区	久慈湊・大崎	その他施設の整備に関する事業	住宅地	0.9ha	0.9ha	0.9ha	0.9ha	久慈市	H24～ H25	35人 (14戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外	A久慈湊・大崎地区移転元、非線引き都市計画区域の用途地域内、1,160人、457戸 移転跡地：防災空地等
B-2 地区 B-3 地区 B-4 地区	長内町元木沢	その他施設の整備に関する事業	住宅地	0.4ha	0.4ha	—	—	久慈市	H24～ H25	15人 (6戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外	B長内町元木沢地区移転元、非線引き都市計画区域の用途地域内、585人、217戸 移転跡地：防災空地等
<u>D-2 地区</u> <u>D-3 地区</u>	<u>宇部町久喜</u>	<u>その他施設の整備に関する事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>0.2ha</u>	<u>0.1ha</u>	—	—	<u>久慈市</u>	<u>H24～</u> <u>H25</u>	<u>12人</u> <u>(4戸)</u>	<u>都市計画区域外</u>	<u>D宇部町久喜地区移転元、都市計画区域外、848人、276戸</u> <u>移転跡地：防災空地等</u>
計				<u>1.5ha</u> 1.3ha	<u>1.4ha</u> 1.3ha	0.9ha	0.9ha			<u>62人</u> 50人 <u>(24戸)</u> <u>(20戸)</u>		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯

数)と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。

- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 久慈湊・大崎 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	団体営圃 場整備事 業	夏井地区	夏井土地 改良区	110ha	S50～ S 56	8.8ha	完了	補助	<p>当市では、漁業集落防災機能強化事業による集団移転の促進を実施しており、久慈湊・大崎地区内の移転元から、同地区内で移転先を設定しているところであります。さらに久慈湊・大崎地区は住宅地が密集しており、集団移転のために必要となる面積の確保が難しいこと、浸水シミュレーションの結果、農用地区域外の農地等では浸水域にあること、農地等ではなく山への宅地造成では莫大な費用がかかる等の理由により移転先候補地を選定しており、当該受益地以外に代替できる土地がない。</p> <p>また、漁業集落防災機能強化事業による住宅等の整備と併せて津波避難施設を整備することで地域内の防災機能を向上することができる。</p> <p>なお、当該地に漁業集落防災機能強化事業による被災住宅等の集団移転先及び津波避難施設を整備することについては、夏井土地改良区、久慈市農業委員会、久慈市農政課と調整を了している。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>転用面積が小規模なため、廃止、付け替えが必要となる用排水路等はなく農地の生産性に影響はない。また、周辺農地の出入りに影響は及ぼさない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業及び津波避難施設整備事業（いずれの事業も久慈湊・大崎地区）の進捗状況に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整

を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 長内町元木沢 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
						該当なし。			
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
転用面積が小規模なため、廃止、付け替えが必要となる用排水路等はなく農地の生産性に影響はない。また、周辺農地の出入りに影響は及ぼさない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： 宇部町久喜 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
						該当なし。			
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
転用面積が小規模なため、廃止、付け替えが必要となる用排水路等はなく農地の生産性に影響はない。また、周辺農地の出入りに影響は及ぼさない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

様式第 13 法第 49 条第 4 項第 4 号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

農地法第 5 条第 1 項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名		事業主体			
D-2 地区 D-3 地区	その他施設の整備に 関する事業	宇部町久喜地区		久慈市			
土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現 況		農振法	都 市 計画法
	久慈市宇部 町第20地割	168番1 の一部	畑	畑	142	農業振興地域 外	都市計画区域 外
	計	計 142 ㎡ (田 - ㎡、畑 142 ㎡)					
転用することによって 生ずる付近の農地作物 等の被害の防除施設の 概要	転用面積が小規模なため、廃止、付け替えが必要となる用排水路等はなく農地の生産性に影響はない。また、周辺農地の出入りに影響は及ぼさない。						

位置図

宇部町第20地割168番1の一部

県道268号線

至野田

【凡例】

- 事業実施の概ねの位置
- 農地法第5条第1項の許可に関する土地

1:2,500

0 100 m

D 宇部町久喜地区